



選挙特集号



投票日 10月27日

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

【公示日】10月15日(火) 【投票時間】午前7時～午後8時まで

期日前投票

※ 時間はいずれも午前8時30分～午後8時です。

【区役所第一分庁舎】 10月16日(水)～10月26日(土)

【各特別出張所10箇所】 10月20日(日)～10月26日(土)

今回の選挙で投票できる方

新宿区に転入された方

■ 新宿区で投票できる方

新宿区で投票できるのは「新宿区の選挙人名簿に登録されている方」です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、次の要件を満たす方です。

- (1)平成18年10月28日までに生まれた日本国民であること。
(2)令和6年7月14日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
(3)令和6年10月14日まで、引き続き新宿区に住居登録があること。

■ 前住所地で投票できる方

次の要件のいずれも満たす方は、「前住所地の区市町村」で投票できます。

- (1)平成18年10月28日までに生まれた日本国民であること。
(2)令和6年7月15日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
(3)前住所地の選挙人名簿に登録があること。
①前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。
②前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。
③前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票ができることがあります【4面参照】。
※①～③については、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
※②について「転出した日」は、届出をした日ではなく「実際に引越した日」です。

新宿区内で転居された方

- (1)10月4日(金)までに区内で転居の届出をされた方は、新住所の投票所で投票してください。
(2)10月5日(土)以降に区内で転居の届出をされた方は、前住所の投票所で投票してください。
※上記(1)(2)は、投票日当日(10月27日)に投票する場合です。期日前投票を利用される場合は、どの期日前投票所でも投票できます【2面参照】。

新宿区から転出した方・する方

■ 令和6年7月15日以降に転出し、新住所地へ転入の届出をした方

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。
※新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和6年10月5日(土)以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。
※新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください【4面参照】。

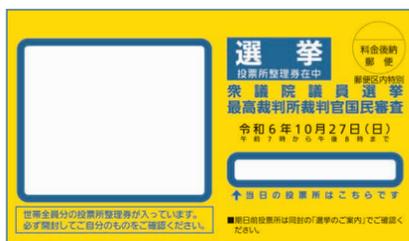
■ 令和6年6月27日～令和6年7月14日の間に転出の方

- (1)新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和6年7月14日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
(2)新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和6年7月15日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください【4面参照】。

■ 令和6年6月26日以前に転出の方

- (1)新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和6年7月14日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
(2)新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和6年7月15日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、新宿区で期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。
※「転出した日」は、届出をした日ではなく「実際に引越した日」です。
※新宿区を転出した日から4か月を経過した場合は、新宿区の選挙人名簿から登録が無くなります。

投票所整理券



公示日以降順次、投票所整理券を住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。新宿区の選挙人名簿に登録のある方は、投票所整理券が届かない場合や、紛失した場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。投票所整理券が届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合、満たさないことが判明した場合は投票できません。

投票所変更のお知らせ

Table with 3 columns: 投票区, 前回(令和6年都知事選), 今回. Rows include 13, 17, 41 with specific school and center names and arrows indicating changes.

発行：新宿区
編集：選挙管理委員会
〒160-8484 歌舞伎町1-5-1 ☎(5273)3740
https://www.city.shinjuku.lg.jp/
※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

広報新宿は、新宿区ホームページ、Webサイトやアプリからもご覧いただけます。



新宿区 ホームページ



衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 特設ホームページ【新宿区】